平成３０年（フ）第２６２号
千葉県柏市高田1243番地25
債務者　湯原　涼子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１６号
長野県上田市中之条1011番地118　ドミール城南203号
債務者　小杉　広貴
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第２２号
長野県埴科郡坂城町大字南条705番地　シャルマンアベニールＡ201、住民票上の住所長野県千曲市大字新田2009番地10
債務者　和田　紀彦
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第３２号
長野県上田市真田町本原1800番地２
債務者　金子　千泰
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第１０９号
沖縄県浦添市宮城３丁目４番10号　国吉アパート401
債務者　羽地千代子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２６号
千葉県君津市杢師２丁目15番３号
債務者　大竹　明美
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第４８号
松江市東津田町2168番地110　東光台団地１―111
債務者　砂月　信一
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８２号
静岡県浜松市北区豊岡町364番地の１　ラックエス・ケイツー102
債務者　川村　佳代
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７８０２号
茨城県神栖市波崎7926―７
破産者　中野　幸彦
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１３２号
東京都板橋区舟渡２丁目６―10―406
破産者　横山美栄子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５８３号
東京都足立区綾瀬６丁目29―16―501
破産者　金澤　悦子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８０９号
東京都新宿区舟町15番53号
破産者　株式会社ＮＩＣＯ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８１０号
東京都新宿区舟町15番地53
破産者　株式会社アジアトレード
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１２５号
東京都新宿区三栄町８番33　芝田ビル２Ｆ
破産者　株式会社シー・エス・アイ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０７４号
東京都杉並区善福寺２丁目35番１号
破産者　株式会社オフト
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０７５号
東京都杉並区松庵２丁目２－８
破産者　高原　明義
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１５２号
東京都杉並区阿佐谷北２―33―18―201　中村方、住民票上の住所千葉県千葉市緑区誉田町１丁目831―16
破産者　秦　　吉子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２７０号
東京都葛飾区鎌倉２丁目16―５―302
破産者　福田千惠子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部